

令和4年(ワ)第70号妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

準備書面(6)

令和6年 4月 8日

山口地方裁判所岩国支部 御中

被告代理人弁護士 中 村 覚

同 田 畑 元 久

同 山 本 直

同 古 本 武 男

同 石 森 雄 一 郎

第1 一般海域占用の許可申請について

- 1 原告は、一般海域占用の許可申請について、①民有地の借用のように前もって使用権原を確保しておくといった計画段階での手続きではなく、実施段階にとるべき手続きである等と主張し、また、②埋立工事施行区域内において、山口県漁業協同組合の共同漁業権が存在しており、山口県漁業協同組合からの同意書を添付したうえで一般海域内行為許可申請を行っている等と主張している。(原告準備書面4第1・3以下)
- 2 しかし、上記②の点に関して、山口県の一般海域の利用に関する条例施行規則第2条第1項5号によれば、「利害関係人がある場合にあっては、その同意書」を申請書に添付するとあるところ、本件の保全手続きにおける和解条項において祝島の漁民らは当事者とされており、その和解条項第3項において「船舶を進入」させることのありうることも合意されているから(甲8)、祝島の漁民らは、漁業権者であるか否かに関わらず、明らかに同規則で定める「利害関係人」である。
そして、本件保全手続きにおける仮処分命令や上記和解条項をもっても、利害関係人としての同意を擬制することはできないというべきである。
したがって、祝島の漁民らが同意しない限り、原告による一般海域の占用許可申請は違法であり、原告に正当な占用の権原が生じることはない。
- 3 他方、祝島の漁民らは、公共用水面において、公共用水面を自由使用として利用し得る自由漁業を営んでいるものであるところ、そもそも「一般海域の占用許可」とは、公共用水面において、一般海

域の自由使用を妨げない場合に出し得る許可であるから（山口県の一般海域の利用に関する条例第5条、山口県一般海域占用許可基準2(4)、乙12）、一般海域の占用許可によって自由漁業ができないことはあり得ない。

4 なお、「一般海域」とは、山口県の一般海域の利用に関する条例第2条2号からも明らかのように、港湾区域等を除く海域のことである。

そして、原告が指摘する神戸地方裁判所姫路支部の平成12年7月10日判決の事案では、一般海域の使用や占用が問題となっていないから、対象区域が港湾区域であるものと思われ、かつ、放置ないし係留された船舶の撤去が求められている事案であるから、本件事案とは大きく異なるというべきである。

5 また、一般海域の「占用」とは、厳密には、「工作物の設置中及び設置後に工作物を存置し続ける（土地や水域を占用し続ける）こと」であり、他方で、一般海域の「使用」とは「工作物建設工事を実施すること」であるから、岡山県や長崎県の各条例と比べると明らかに、山口県の一般海域の利用に関する条例第3条第1項には「工作物の建設（使用）」の許可是含まれておらず、一般海域の自由使用を妨げるような工作物の建設（使用）についての許可是得られないことになる。

したがって、山口県が管理する一般海域においては、原告が海上ボーリング調査を実施するとしても、本来、工作物の建設工事を実施することはできないはずである。

このようなことからも、上記①の点に関して、将来の海上ボーリング調査の実施段階において原告による一般海域の占用が許可され

るとは限らず、実際、一般海域の占用が許可されていない現状では、原告が主張するような物権的請求権が発生する余地はないというべきである。

第2 権利濫用の主張に対する原告の反論について

原告は、公有水面埋立権に基づく妨害予防請求が権利の濫用である旨の被告の主張（被告準備書面(4)）について、「令和元年から令和3年にわたり、原告の海上ボーリング調査に対して被告が繰り返し妨害行為を行い、今後も原告が海上ボーリング調査等を実施しようとするときには被告が妨害行為を行うおそれが極めて高いことから、原告は本件訴訟を提起した」などと主張するだけで、被告が権利濫用の主張を基礎づける事情として適示した事実に対する具体的な認否すらしていない。

今後原告が海上ボーリング調査を実施しようとした場合、被告による「妨害」（原告が主張する海域への船舶の進入）が行われる蓋然性の問題と、そもそも公有水面埋立権に基づく妨害予防請求が権利の濫用であるか否かは別の問題である。

原告は、権利の濫用に関する被告の主張、特に上記被告準備書面の「山口県知事からの要請による埋立工事の凍結」、「原子力発電所本体の着工の見通し」で述べた被告の主張に対して、具体的な認否を行うべきである。